

ホームヘルプステーションおもと園 介護予防・日常生活支援総合事業 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払い頂く「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割、3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（旧介護予防訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】 身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス (独自)Ⅰ	週1回程度（1月につき） （事業対象者・要支援1・2）	11,720円 ／月	1,172円	2,334円	3,516円
訪問型サービス (独自)Ⅱ	週2回程度（1月につき） （事業対象者・要支援1・2）	23,420円 ／月	2,342円	4,684円	7,026円
訪問型サービス (独自)Ⅲ	週2回を超える程度（1月につき） （事業対象者・要支援2）	37,150円 ／月	3,715円	7,430円	11,145円

※サービスに応じて、加算を算定する場合がありますので、詳細は担当者へご確認ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	サービス提供開始月	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算（Ⅰ） （1月につき）	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等の助言に基づき、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算（Ⅱ） （1月につき）	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、サービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）※	当該加算の算定要件を満たす場合	13.70%	1ヶ月の訪問型サービス利用単位数に 加算されます		
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）※	当該加算の算定要件を満たす場合	6.30%	1ヶ月の訪問型サービス利用単位数に 加算されます		

（注1） ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。